

「在宅生活ハンドブック No. 30」

税金及び公共料金等の 減免制度

別府重度障害者センター
(支援課 2015)

もくじ

はじめに	1
Ⅰ 税金の減免制度について	1
1 所得税、市区町村民税・県民税の所得控除	1
2 市区町村民税・県民税の非課税	2
3 相続税の控除	3
4 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	3
Ⅱ 運賃の割引等について	6
1 JR等運賃の割引	6
2 バス運賃の割引	8
3 航空運賃の割引	9
4 船舶運賃の割引	10
5 タクシー運賃の割引	10
6 有料道路通行料金の割引	11
7 駐車禁止除外指定標章の交付	12
8 NHK放送受信料の減免	13
9 携帯電話基本料金の割引	13
10 NTT電話番号の無料案内	14
11 青い鳥郵便はがきの無料配布	14

はじめに

身体障害者手帳の交付を受けている方には、税の軽減や公共交通機関の運賃割引などの優遇制度があります。これらの優遇制度を利用するには、申請手続きが必要です。

このハンドブックでは、主に頸髄損傷の方（肢体不自由で障害者手帳を交付された方）が地域生活を行う上で役に立つと思われる税の軽減及び公共交通機関の運賃割引制度等について説明します。なお、他にも美術館や博物館等の入場料割引、各自治体が独自に行っている減免制度等がありますので、詳細はお住まいの市区町村の障害福祉を担当する課（以下、障害福祉課という）へお問い合わせください。

I 税金の減免制度について

身体障害者手帳の交付を受けている方や障害者を扶養している方については、以下のような税金の減免制度が行われています。

1 所得税、市区町村民税・県民税の所得控除

（1）対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方や控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である方。

（2）内容

該当する障害区分に応じた控除額が所得金額から控除されます。

種類	障害区分	所得税 控除額	市区町村民 税控除額
障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が一般障害者（※1）に該当する場合	27万円	26万円
特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が特別障害者（※2）に該当する場合	40万円	30万円
同居特別障害者扶養控除	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、本人と同居し扶養している場合	75万円	53万円

※1 一般障害者とは、身体障害者手帳3～6級を所持している方を言います。

※2 特別障害者とは、身体障害者手帳1～2級を所持している方を言います。

(3) 手続き先

就労されている方であれば、年末調整時に扶養控除等申告書の障害者等の項目に記入し、勤務先で手続きを行ってください。

自営業等の方は確定申告書の障害者控除項目に記入し、居住地を管轄する税務署で手続きを行ってください。

※添付書類は必要ありませんが、身体障害者手帳のコピーを求められる場合があります。



2 市区町村民税・県民税の非課税

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で前年の合計所得金額が125万円以下の方。

(2) 内容

市町村民税・県民税が非課税になります。

(3) 手続き先

市町村民税・県民税申告書の障害者控除項目に記入し、市区町村の税を担当する課（以下、税務課という）で手続きを行ってください。

※確定申告又は年末調整で手続きが済んでいる場合は不要です。

3 相続税の控除

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で、相続や遺贈などにより財産を取得した方。

(2) 内容

該当する障害区分に応じた額が相続税から控除されます。

障害区分	相続税控除額
相続人が一般障害者に該当する場合	85歳に達するまでの1年につき10万円
相続人が特別障害者に該当する場合	85歳に達するまでの1年につき20万円

(3) 手続き先

居住地を管轄する税務署で手続きを行ってください。

4 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方又は本人と生計を一とする方が所有又は取得する車で、下記①～③のいずれかに該当する場合。

①本人が運転する場合

②本人と生計を一とする方が、本人の通院・通学等のために専ら運転する場合

③障害のある方（障害者のみの世帯に限る）を常時介護する方が、専ら本人の通院・通学等のために運転する場合

※②、③については、本人が入院又は施設入所中の場合は原則として減免の対象にはなりません。しかし、都道府県によっては特例として認められる場合があります。

※法人名義や事業用として登録されている自動車は、減免の対象とはなりません。



身体障害者手帳の交付を受けてい
れば、等級に関係なく税の減免が
受けられるの？

減免の対象となる障害等級は下記のとおりです。

本人が運転する場合	上肢機能障害	1級～2級
	下肢機能障害	1級～6級
	体幹機能障害	1級～3級及び5級
本人と生計を一にする者又は常時介助をする者が運転する場合	上肢機能障害	1級～2級
	下肢機能障害	1級～3級
	体幹機能障害	1級～3級



※都道府県により対象等級が異なる場合があります。



本人が所有している車や取得
する車であれば、何台でも税
の減免を受けられるの？

身体障害者手帳の交付を受けている方 1人につき、1
台と決められています。



(2) 内容

都道府県によって減免される額が異なるため、ここでは大分県の
減免額を紹介します。

○普通自動車（バス及びトラック含む）の場合

①自動車税の減免額

年税額で45,000円が上限。

ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は51,700円、バス及びトラックは49,500円が限度額。

※グリーン化税制とは、地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減し、逆に新車新規登録から一定年数を経過し環境負荷の多い自動車には税率を重くする制度です。

②自動車取得税の減免額

「250万円×該当する自動車の税率」が限度額

例) 税率3%の自動車の自動車取得税減免上限額 75,000円

○軽自動車の場合

①軽自動車税の減免額

全額減免

②軽自動車取得税の減免額

「250万円×該当する自動車の税率」が限度額

例) 税率2%の自動車の自動車取得税減免上限額 50,000円

(3) 申請に必要なもの

①本人が所有又は取得する車の場合

- ・自動車税自動車取得税減免申請書
- ・身体障害者手帳
- ・運転する方の運転免許証
- ・自動車検査証
- ・印鑑

②本人と生計を一とする方が所有又は取得する車の場合

上記①の書類に加えて、

- ・所有者又は取得する方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証や住民票など）
- ・生計を一にする方が近隣に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書類（戸籍謄本など）

※その他必要書類を求められる場合があります。

(4) 手続き先

普通自動車（バス及びトラック含む）の場合は、居住地を管轄する県税事務所で手続きを行ってください。

軽自動車の場合は、市区町村の税務課で手続きを行ってください。

※自動車取得税は、H29年4月に廃止される予定であり、自動車取得税の減免も廃止される予定です。

II 運賃の割引等について

身体障害者手帳の交付を受けている方については、以下のような運賃割引等の制度があります。

1 JR等運賃の割引

(1) 対象者

①第1種身体障害者

第1種身体障害者とは、上肢機能障害の場合、身体障害者手帳の等級が1級及び2級の1と2の方、下肢機能障害の場合は1～2級及び3級の1の方、体幹機能障害の場合は1～3級の方のことを言います。

②第2種身体障害者

第2種身体障害者とは、第1種身体障害者以外の方のことを言います。

③介護者

身体障害者が第1種身体障害者又は定期券を使用する12歳未満の身体障害者である時は、障害者1人に対して、1人の介護人をつけることができます。



※身体障害者手帳に「〇級 第〇種」と記載されていますので、ご自身がどちらに該当するのかご確認ください。

(2) 割引内容

①第1種身体障害者の場合

区分	割引対象	割引率
単独で片道 100km を超える区間を乗車する場合	普通乗車券	5 割引
介護者とともに乗車する場合 (※距離の制限なし)	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 (特急券を除く) 定期乗車券	本人・介護者ともに 5 割引

②第2種身体障害者の場合

区分	割引対象	割引率
単独で片道 100km を超える区間を乗車する場合	普通乗車券	5 割引
12歳未満の身体障害児が介助者とともに乗車する場合	定期乗車券	介助者のみ 5 割引

※障害者本人が単独で移動する場合は、乗車距離が片道 100km 未満では割引が適用されません。私鉄や市営地下鉄の場合は、乗車距離の基準や割引率等が異なることがあります。



例えば、運賃が190円の場合は、5割引だから、95円になるの？

有人窓口や券売機等で乗車券を購入する場合や西日本及び北海道管内でICカード（スゴカやスイカ等）を利用した場合、10円未満の端数は、JRは切り捨て、私鉄の場合は切り上げられます。そのため、JRは90円、私鉄は100円になります。

JR 東日本や関東の私鉄をICカード乗車券で利用した場合は、1円単位で計算されるため、JR・私鉄ともに95円になります（一部私鉄を除く）。





新幹線（自由席）を使って博多駅から広島駅まで行く場合、8420円かかるけれど、5割引だから4210円になるの？

違います。新幹線で博多駅から広島駅まで行く場合の運賃は8420円ですが、

内訳は普通乗車券5080円＋特急券3340円です。

普通乗車券は半額 $5080 \text{円} \div 2 = 2540 \text{円}$

特急券は割引対象外 3340円

$2540 \text{円} + 3340 \text{円} = 5880 \text{円}$

割引後の金額は、5880円となります。



（3）手続き

駅の有人窓口で身体障害者手帳を提示して、乗車券を購入してください。または、券売機にて乗車券を子ども料金で購入してください。

スゴカやスイカ、パスモ等のICカード乗車券を利用する場合は、降車駅で改札を出る前に有人改札において身体障害者手帳を提示して、料金を精算してください。

2 バス運賃の割引



（1）対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者

（2）割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	5割引	5割引
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに5割引	本人のみ5割引

※高速バスの料金も半額になります。定期券は3割引。

※10円未満の端数は切り上げ。バス会社や各自治体により割引率が

異なることがあります。

(3) 手続き

バス利用時に、乗務員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

3 航空運賃の割引

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方
及びその介護者



(2) 割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	割引あり	割引あり
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに割引あり	本人のみ割引あり

※航空会社により割引率が異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。



航空会社によっては、特割とか、早割等で航空券をかなり安く売っているけれど、その料金からも割引かれるの？

特割や早割の料金からは割引されません。通常の航空運賃から割引されるのみです。また、特割や早割等で航空券を購入した方が安くなる場合があります。



国際線でも航空運賃が割引かれるの？

国内線のみが割引の対象です。国際線は対象外です。



(3) 手続き

航空券購入時及び搭乗手続き時に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

※インターネットからの購入も可能です。

4 船舶運賃の割引

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方
及びその介護者



(2) 割引内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
単独で乗車する場合	5割引	5割引
介護者とともに乗車する場合	本人・介助者ともに5割引	本人のみ5割引

※船舶会社により割引率が異なります。また、割引の対象が片道100km以上の乗船に限られる場合があります。

(3) 手続き

乗船券購入時に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

5 タクシー運賃の割引

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) 内容

タクシー料金が1割引



(3) 手続き

タクシー利用時に、乗務員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

6 有料道路通行料金の割引

(1) 対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方が運転する場合
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている方を同乗させ、本人以外の者が運転する場合
- ※法人名義や事業用として登録されている自動車は、割引の対象とはなりません。

(2) 内容

区分	第1種身体障害者	第2種身体障害者
本人が運転する場合	5割引	5割引
障害者を同乗させ、本人以外の者が運転する場合	5割引	割引の対象外

※10円未満の端数は切り上げ。

(3) 手続き

①料金所で係員に料金を支払う場合

料金所で係員に身体障害者手帳を提示して料金を精算してください。

※市区町村の障害福祉課において、事前登録を行い、身体障害者手帳に証明印等を記載してもらう必要があります。

※登録できる自動車は、身体障害者手帳の交付を受けた方1人につき1台です。

②ETCカードを利用して、料金を支払う場合

事前に登録したETCカードを、合わせて登録したETC車載器に挿入の上、ETCレーンを通行してください。

※市区町村の障害福祉課において、事前登録を行い、障害者手帳に証明印等を記載してもらう必要があります。また、市区町村での登録時に発行される「ETC利用対象者証明書」を所定の封筒にて「有料道路ETC割引登録係」宛に郵送してください。

※登録できる自動車は、身体障害者手帳の交付を受けた方一

人につき1台です。

※ ETC レーンのない料金所を通過する場合や ETC ゲートで何らかのトラブルがあった場合等は、身体障害者手帳の提示が必要になりますので、必ず手帳を持参してください。

7 駐車禁止除外指定車標章の交付

(1) 対象

上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
下肢機能障害	1級～4級
体幹機能障害	1級～3級

(2) 内容

身体障害者手帳の交付を受けている方が、駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、除外される場所は指定駐車禁止場所（公安委員会が駐車禁止の標識を設置して規制を行っている場所）に限られ、標章を掲示しておく必要があります。法定の駐車禁止場所（例：交差点前後5m以内等）には駐車できませんので注意してください。

(3) 申請に必要なもの

- ・ 駐車禁止等場外標章交付申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 住民票の写し
- ・ 自動車検査証
- ・ 印鑑

※その他必要書類を求められる場合があります。

(3) 手続き

管轄する警察署の交通課で手続きを行ってください。

8 NHK 放送受信料の減免

(1) 対象

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合
- ②世帯主で受信契約者が身体障害者の手帳の交付を受けており、かつ障害等級が1・2級の場合

(2) 内容

- 上記の(1)が①の場合は、全額免除
- 上記の(1)が②の場合は、半額免除

(3) 手続き

市区町村の障害福祉課で手続きを行ってください。

9 携帯電話基本料金の割引

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) 内容

- 最大で基本料金が6割引
- ※各携帯電話会社により、割引率や割引内容が異なります。



(3) 手続き

各携帯電話会社の窓口对身体障害者手帳を持参し、手続きを行ってください。

10 NTT 電話番号の無料案内

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、上肢機能障害又は体幹機能障害が1・2級の方

(2) 内容

電話番号案内「104番」が無料で利用できる

(3) 手続き

フリーダイヤル 0120-104-174 へ連絡し、事前に本人の電話番号及び暗証番号等の登録を行ってください。

104番へ連絡し、登録した電話番号と暗証番号を告げることでより無料で利用できます。

11 青い鳥郵便はがきの無料配布

(1) 対象

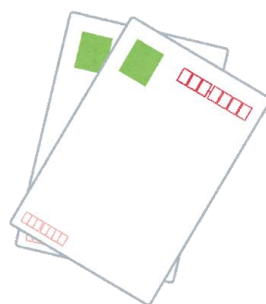
身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

(2) 内容

一人につき1年に1回20枚のはがきが無料配布される

(3) 手続き

毎年4月1日～概ね5月末の間に、最寄りの郵便局に身体障害者手帳を持参し、手続きを行ってください。



◆参考 URL

- 1) 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- 2) 警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>
- 3) NHK ホームページ <http://www.nhk.or.jp/>

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター
(支援マニュアル作成委員会編)

〒 874-0904 大分県別府市南荘園町 2 組

電話 : 0 9 7 7 - 2 1 - 0 1 8 1

H P : <http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成 2 8 年 3 月 発行